



第149期 定時株主総会 招集ご通知

自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日

日 時 2017年6月23日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール(飯野ビルディング4階)

目 次

株主の皆さまへ	1
招集ご通知	3
(ご参考) 議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	7

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

(添付書類)

事業報告	19
連結計算書類	34
計算書類	37

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

～ グローバルに信頼される **K** ～
 海運業を母体とする
 総合物流企業グループとして、
 人々の豊かな暮らしに貢献します。

私たちは、どのような場合においても
 自らの存在理由を認識して事業活動を行ってまいります。

ビジョン

お客さまを第一に考えた高いレベル
 の物流サービスを提供することで、
 重要なパートナーとして選ばれ続け、
 グローバル社会の重要なインフラ
 として信頼されることを目指します。

“K” LINEグループが大事にする価値観

- ◆ 安全で最適なサービス
 —— 社会への貢献
- ◆ 公正な事業活動
 —— 社会からの信頼
- ◆ 変革への飽くなきチャレンジ
 —— 新たな価値の創造
- ◆ 人間性の尊重
 —— 個性と多様性を
 尊重する企業風土

金額の記載については、億円単位で表示しているものは億円未満を四捨五入してあり、百万円単位で表示しているものは百万円未満を切り捨てて表示しています。また、外貨建ての場合は単位未満を切り捨てて表示しています。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。事業報告をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

2016年4月、当社は事業環境の構造的変化を受け、前年3月に公表した中期経営計画「**K**Value for our Next Century」を見直し、従来からの重要課題に加え、「事業改革による『競争力』の確保」を新たに掲げて企業価値向上に全力で取り組んでまいりました。しかしながら、世界的に経済環境の先行き不透明感が払拭されず、海運業を取りまく事業環境は総じて厳しいものとなりました。船腹供給圧力が当面継続し、市況の急速な回復が見込めない中、当社は将来に向けた対策として、ドライバルク事業部門の構造改革を継続する一方、コンテナ船事業、重量物船事業及びオフショア支援船事業の減損及び損失引当を計上し、2016年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）の当社グループの業績は、約1,395億円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上するに至りました。競争力強化に向けた懸命の諸策にもかかわらず、前期及び当期の2期にわたり大きな当期純損失を計上することとなり、株主の皆さまには多大なご心配とご迷惑をお掛けしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

この厳しい事業環境の下、当社は2016年10月、コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）につき、日本郵船株式会社及び株式会社商船三井と新会社を

設立のうえ、同事業を統合することを決定いたしました。統合新会社は2018年4月にサービスを開始する予定で、3社のベストプラクティスを結集し、規模の経済を追求したシナジー効果により世界に伍して戦えるレベルに競争力を高めていきます。当社コンテナ船事業は、本統合により運営形態は変わりますが当社主力事業のひとつであることに変わりはなく、事業運営を軌道に乗せることを最優先課題と認識し、全力で進めてまいります。

コンテナ船事業統合後における当社の経営方針をステークホルダーの皆さまへお示しするため、当社は、2017年4月に長期経営方針及び新中期経営計画「『飛躍への再生』**K**Value for our Next Century」を公表いたしました。これまでの中期経営計画では、安定収益型事業の確保に一定の成果を残したものの、市況影響型事業への投資リスクが顕在化するとともに、事業ポートフォリオ拡充のために展開した一部の新規事業の業績が悪化し、自己資本を毀損する結果となりました。この振り返りを踏まえ、当社の強みである技術力・輸送品質・グローバルネットワーク・多様な人材により築き上げてきた強固な顧客基盤を再認識し、長期経営方針を策定のうえ、創立100周年を迎える2019年度までの3か年を当社グループの目指す姿に向けた事業基盤整備を行う「飛躍への再生」期間と位置づけました。概要は26ページの「対処すべき課題」に記載のとおりであり、当社グループ一丸となって取り組んでまいります。



代表取締役社長 村上 英三

配当につきましては、当期は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上する中、財務体質の改善を喫緊の課題と捉え、株主の皆さまには誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきます。当面は財務体質改善と事業基盤安定化を最優先する方針の下、早期の復配を目指しますが、次期の配当は現時点では未定といたします。

2017年度も厳しい事業環境が続ぎ、予断を許さない状況ですが、新中期経営計画「『飛躍への再生』**K**Value for our Next Century」の下、グループ役員一丸となって企業価値の向上及び黒字の確保に努め、株主の皆さまの期待にお応えする所存であります。何卒、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2017年6月

株 主 各 位

(証券コード：9107)

2017年6月1日

神戸市中央区海岸通8番
川崎汽船株式會社
代表取締役社長 村上英三

第149期定時株主總會招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第149期定時株主總會を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主總會参考書類」をご検討くださいます。5頁の「議決権行使のご案内」に従って、**2017年6月22日（木曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2017年6月23日（金曜日） 午前10時 受付開始は午前9時を予定しております。
2	場 所	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 イイノホール（飯野ビルディング4階） (末尾の株主總會会場ご案内図をご参照ください。)
3	目的事項	報告事項 第149期（自2016年4月1日至2017年3月31日）事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 株式併合の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

インターネットによる開示について

本招集ご通知は当社ウェブサイトに掲載しております。

- 第149期定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、以下の項目につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の以下当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

「主要な事業内容」 「主要な借入先」 「会社の新株予約権等に関する事項」 「会計監査人の状況」 「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」 「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」 「連結株主資本等変動計算書」 「株主資本等変動計算書」 「連結注記表」 「個別注記表」

なお、本招集ご通知添付書類及び上記のウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類です。

- 第149期定時株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の以下当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<http://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日には到達した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしたします。

(ご参考)

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（7頁～18頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

A 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第149期定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

B 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2017年6月22日(木曜日)午後5時**までに到着するようご返送ください。
詳しくは、下記をご覧ください。

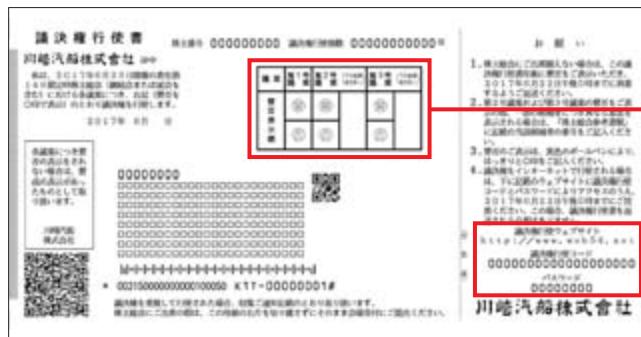
C インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスしていただき、**2017年6月22日(木曜日)午後5時**までにご行使ください。
詳しくは、右記をご覧ください。



議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



The image shows a voting paper form for Kawasaki Kasei Co., Ltd. It includes a header with the company name and logo, a table for voting on proposals, and a section for internet voting with a QR code and a code. Red boxes highlight the voting table and the internet voting code area.

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 → 「**賛**」の欄に○印
- 否認する場合 → 「**否**」の欄に○印

第2号議案・第3号議案

- 全員賛成の場合 → 「**賛**」の欄に○印
- 全員否認する場合 → 「**否**」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 → 「**賛**」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

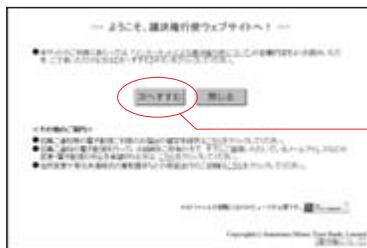
→ インターネットによる議決権行使に必要な、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

インターネットによる議決権行使のご案内

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスします

議決権行使ウェブサイトへアクセスして「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。

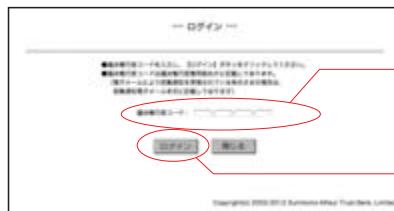
議決権行使サイト <http://www.web54.net>



クリック

2 ログイン画面

同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



①入力

②クリック

これでログインが完了です。
以降、画面のガイダンスに沿ってお進みください。

- ※ インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。
- ※ インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、原則として本株主総会に関するのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たなパスワードを発行いたします。
- ※ インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットと書面が同日に到着した場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

本サイトでの議決権行使に関する
パソコン等の操作方法がご不明な場合は、
右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

※ 機関投資家の皆さまにおかれましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

第1号議案 株式併合の件

1. 提案の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。

当社は、この趣旨を踏まえ、2017年5月18日開催の取締役会において、会社法第195条第1項に基づき、2017年10月1日をもって、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議いたしました（本議案が原案どおり承認可決されることを条件としています）。

単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格について証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株とする株式併合を実施いたします。

2. 併合の割合

当社の普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

2017年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

200,000,000株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

<ご参考> 定款の一部変更

本議案が原案どおり承認可決された場合には、2017年10月1日をもって、当社定款の一部が以下のとおり変更されることとなります。下線部が変更部分です。

現行定款	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>20億株</u> とする。 (単元株式) 第8条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>2億株</u> とする。 (単元株式) 第8条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	再任	社外	取締役会への出席状況
1	あさ くら じ ろう 朝 倉 次 郎	取締役会長	再任		100% (15回/15回)
2	むら かも えい ぞう 村 上 英 三	代表取締役社長、社長執行役員 (CEO)	再任		87% (13回/15回)
3	すず き とし ゆき 鈴 木 俊 幸	代表取締役、専務執行役員 (コンテナ船・自動車船・港湾事業・物流・関連会社事業ユニット統括)	再任		100% (15回/15回)
4	あお き ひろ みち 青 木 宏 道	代表取締役、専務執行役員 (ドライバルク・エネルギー資源輸送事業ユニット統括)	再任		100% (15回/15回)
5	やま うち つよし 山 内 剛	代表取締役、専務執行役員 (コーポレートユニット統括、内部監査担当補佐、CCO (チーフコンプライアンスオフィサー))	再任		100% (15回/15回)
6	みょう ちん ゆき かず 明 珍 幸 一	取締役、常務執行役員 (人事、経営企画、調査、コンテナ船事業統合会社準備室担当)	再任		100% (11回/11回)
7	おか べ あきら 岡 部 聡	取締役 指名諮問委員会委員長	再任	社外	91% (10回/11回)
8	た なか せい いち 田 中 誠 一	取締役 報酬諮問委員会委員長	再任	社外	100% (11回/11回)
9	ほそ みぞ きよ し 細 溝 清 史	—	新任	社外	—

《ご参考》取締役候補者の指名の方針・手続き

中期経営計画の達成に向け、当社の取締役会は、多様なバックグラウンド・知見からの建設的な議論や監督を行うため、企業等大組織の運営経験者、海運業の営業面や技術面、ファイナンスその他の専門知識を有する者など多様な人材で構成するものとし、取締役及び監査役候補者を決定するに際してはかかる多様性に配慮することとしています。また、取締役会の規模については、取締役の人数は当面8～10名程度とし、うち最低2名は当社基準を満たす独立社外取締役とすることとしています。

社外取締役全員、取締役会長及び社長執行役員で構成される指名諮問委員会が取締役会から諮問を受け、取締役候補者の指名について公正、透明かつ厳格に審議し、取締役会は指名諮問委員会の答申を尊重したうえで取締役候補者を決定することとしています。



1 朝倉次郎

候補者番号

(1950年7月31日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数 111,000株 ■ 取締役会への出席状況 100%(15回/15回) ■ 取締役在任年数 9年

- 当社における地位、担当
取締役会長
- 略歴
1974年4月 当社入社
2000年7月 当社不定期船舶鉄鋼原料グループ部長
2001年4月 当社鉄鋼原料グループ長
2005年6月 当社取締役、鉄鋼原料グループ長委嘱
2006年6月 当社執行役員、鉄鋼原料グループ長委嘱
- 2007年4月 当社常務執行役員
2009年4月 当社専務執行役員
2009年6月 当社代表取締役、専務執行役員
2011年4月 当社代表取締役、副社長執行役員
2011年5月 当社代表取締役社長、社長執行役員
2015年4月 当社代表取締役会長
2015年6月 当社取締役会長(現職)

■ 取締役候補者とした理由

朝倉次郎氏は、2005年6月に当社取締役、2011年5月に当社代表取締役社長、2015年4月に当社代表取締役会長、同年6月に当社取締役会長にそれぞれ就任しております。リーマンショック、東日本大震災後の厳しい事業環境の中、中期経営計画「K」Line Vision 100 - Bridge to the Future -」を策定、推進し、安定収益体制の構築、財務体質の改善に貢献しました。また、コーポレートガバナンスをはじめとする豊富な知見と経験を有しており、同氏の経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、今後も当社グループのガバナンス向上において必要不可欠であると判断することから、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



2 村上英三

候補者番号

(1953年2月23日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数 154,000株 ■ 取締役会への出席状況 87%(13回/15回) ■ 取締役在任年数 9年

- 当社における地位、担当
代表取締役社長
社長執行役員
(CEO)
- 略歴
1975年4月 当社入社
2004年7月 当社コンテナ船事業グループ長
2005年6月 当社取締役、
コンテナ船事業グループ長委嘱
- 2006年6月 当社執行役員
2007年4月 当社常務執行役員
2009年4月 当社専務執行役員
2009年6月 当社代表取締役、専務執行役員
2014年4月 当社代表取締役、副社長執行役員
2015年4月 当社代表取締役社長、
社長執行役員(現職)

■ 取締役候補者とした理由

村上英三氏は、2005年6月に当社取締役に就任、2015年4月から当社代表取締役社長に就任しております。厳しい事業環境の中、海運業を母体とする総合物流企業として、当社の持続的成長のための基盤を確実なものとして発展させるべく、常に高い見地から経営トップとして卓越した経営手腕を発揮してきました。同氏がこれまで多岐にわたる分野で培ってきた幅広く深い知見と経験に裏打ちされたリーダーシップ及び経営手腕は、ドライバルク事業の構造改革や邦船3社のコンテナ船事業統合の合意を纏め上げた実績からも証明されており、当社グループが新中期経営計画「『飛躍への再生』Value for our Next Century」を推進していくうえでも必要不可欠であると判断することから、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



3
候補者番号

すず き とし ゆき
鈴木俊幸

(1959年2月22日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数 **126,000株** ■ 取締役会への出席状況 **100%**(15回/15回) ■ 取締役在任年数 **6年**

■ 当社における地位、担当

代表取締役
専務執行役員
(コンテナ船・自動車船・港湾事業・物流・関連会社事業
ユニット統括)

■ 略歴

1981年4月 当社入社
2006年4月 当社コンテナ船事業グループ長
2008年4月 当社執行役員
2011年4月 当社常務執行役員
2011年6月 当社取締役、常務執行役員
2014年4月 当社取締役、専務執行役員
2015年4月 当社代表取締役、専務執行役員(現職)

■ 取締役候補者とした理由

鈴木俊幸氏は、主に当社のコンテナ船事業部門における業務実績と当社取締役としての豊富な経営経験を有しており、現在はコンテナ船・自動車船・港湾事業・物流・関連会社事業ユニット統括執行役員として経営戦略を適切に遂行しております。その豊富な経験と実績は当社の取締役会の意思決定及び監督機能を十分に果たすことに寄与すると判断するため、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



4
候補者番号

あお き ひろ みち
青木宏道

(1959年2月27日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数 **119,000株** ■ 取締役会への出席状況 **100%**(15回/15回) ■ 取締役在任年数 **3年**

■ 当社における地位、担当

代表取締役
専務執行役員
(ドライバルク・エネルギー資源輸送事業ユニット統括)

2008年7月 当社執行役員
2010年7月 当社執行役員、エネルギー資源輸送事業
開発グループ長委嘱
2011年4月 当社常務執行役員
2014年4月 当社専務執行役員
2014年6月 当社取締役、専務執行役員
2015年4月 当社代表取締役、専務執行役員(現職)

■ 略歴

1981年4月 当社入社
2003年4月 当社LNGグループ長
2008年4月 当社執行役員、LNGグループ長委嘱

■ 取締役候補者とした理由

青木宏道氏は、主に当社の自動車船、エネルギー資源輸送部門における業務実績と当社取締役としての豊富な経営経験を有しており、現在はドライバルク・エネルギー資源輸送事業ユニット統括執行役員として経営戦略を適切に遂行しております。その豊富な経験と実績は当社の取締役会の意思決定及び監督機能を十分に果たすことに寄与すると判断するため、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類



5
候補者番号

やま
山
うち
内

つよし
剛

(1957年8月15日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数 **58,000株** ■ 取締役会への出席状況 **100%**(15回/15回) ■ 取締役在任年数 **6年**

- 当社における地位、担当
代表取締役
専務執行役員
(コーポレートユニット統括、内部監査担当補佐、CCO(チーフコンプライアンスオフィサー))
- 略歴
2009年 6月 当社取締役、執行役員
2011年 4月 当社取締役 (2011年6月退任)
太洋日本汽船株式会社常務取締役
(2013年3月退任)
2013年 4月 当社常務執行役員
2013年 6月 当社取締役、常務執行役員
2014年 4月 当社取締役、専務執行役員
2015年 4月 当社代表取締役、専務執行役員 (現職)

■ 取締役候補者とした理由

山内剛氏は、主に当社の経営企画部門をはじめとする管理部門における業務実績と当社取締役としての豊富な経営経験を有しており、現在はコーポレートユニット統括執行役員及びチーフコンプライアンスオフィサーとして経営戦略を適切に遂行しております。その豊富な経験と実績は当社の取締役会の意思決定及び監督機能を十分に果たすことに寄与すると判断するため、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



6
候補者番号

みょう
明
ちん
珍
ゆき
幸
かず
一

(1961年3月27日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数 **61,000株** ■ 取締役会への出席状況 **100%**(11回/11回) ■ 取締役在任年数 **1年**

- 当社における地位、担当
取締役
常務執行役員
(人事、経営企画、調査、コンテナ船事業統合会社準備室担当)
- 略歴
1984年 4月 当社入社
2010年 1月 当社コンテナ船事業グループ長
2011年 4月 当社執行役員
2016年 4月 当社常務執行役員
2016年 6月 当社取締役、常務執行役員 (現職)

■ 取締役候補者とした理由

明珍幸一氏は、コンテナ船事業部門、経営企画、IR・広報等の幅広い業務実績と豊富な経営経験を有しており、現在も人事、経営企画、調査、コンテナ船事業統合会社準備室担当執行役員としてリーダーシップを発揮しております。同氏の能力・経験等は当社の取締役会の意思決定及び監督機能の向上に寄与すると判断するため、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



7
候補者番号

おか べ
岡 部

あきら
聰

(1947年9月17日生)

再任
社外

■ 所有する当社の株式の数 **17,000株** ■ 取締役会への出席状況 **91%**(10回/11回) ■ 取締役在任年数 **1年**

■ 当社における地位、担当	取締役	2009年 6月	同社専務取締役、豪亜本部本部長 兼中ア中本部副本部長	
	指名諮問委員会委員長	2010年 6月	同社専務取締役、豪亜本部本部長 兼中ア中本部本部長	
■ 重要な兼職の状況	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社顧問	2011年 4月	同社専務取締役、中ア中本部 Private Distributor Relations担当	
		2011年 6月	同社エグゼクティブアドバイザー (2012年3月退任)	
■ 略歴	1971年 4月	トヨタ自動車販売株式会社入社	2012年 4月	東海東京証券株式会社取締役副会長
	2000年 1月	トヨタ自動車株式会社オセアニア・中近東 本部オセアニア・中近東営業部部长	2015年 4月	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社顧問 (現職)
	2001年 6月	同社取締役、 オセアニア・中近東本部本部長	2016年 6月	当社社外取締役 (現職)
	2003年 6月	同社常務役員、 オセアニア・中近東本部本部長		
	2005年 6月	同社専務取締役、豪亜中近東本部本部長		

■ 社外取締役候補者とした理由

岡部聰氏は、トヨタ自動車株式会社で40年余りにわたりアジアを中心とした新興国での新規事業を数多く成功に導き、その後同社及び証券会社役員として会社経営に長年携わっております。これらの経験と知見を当社の経営に生かすため、2016年6月から当社社外取締役として選任されております。取締役会における積極的な発言や、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の役割を果たしていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、本年再任された場合には引き続き独立役員として指定する予定です。



8
候補者番号

た なか せい いち
田 中 誠 一

(1953年1月12日生)

再任
社外

■ 所有する当社の株式の数 **7,000株** ■ 取締役会への出席状況 **100%**(11回/11回) ■ 取締役在任年数 **1年**

- **当社における地位、担当**
取締役
報酬諮問委員会委員長
- **重要な兼職の状況**
—
- **略歴**

1977年 4月	三井物産株式会社入社	2008年 6月	同社代表取締役常務執行役員、 CPO兼アジア・大洋州三井物産Director
2002年 2月	同社船舶海洋部長	2008年10月	同社代表取締役専務執行役員、 CPO兼アジア・大洋州三井物産Director
2005年 4月	同社機械・情報総括部長	2009年 4月	同社代表取締役専務執行役員、 CIO※2兼CPO
2006年 4月	同社執行役員人事総務部長	2010年 4月	同社代表取締役副社長執行役員、 CIO兼CPO
2008年 4月	同社常務執行役員、CPO※1 兼アジア・大洋州三井物産Director	2011年 4月	同社代表取締役副社長執行役員
		2014年 4月	同社取締役
		2014年 6月	同社顧問 (2016年6月退任)
		2016年 6月	当社社外取締役 (現職)

※1：CPO (チーフプライバシーオフィサー)、※2：CIO (チーフインフォメーションオフィサー)

■ 社外取締役候補者とした理由

田中誠一氏は、大学で船舶工学修士課程を修めた後、三井物産株式会社に入社、長く船舶海洋部門の業務に携わり、2006年以降は船舶海洋部門を離れ、2008年から2014年までは同社代表取締役として会社経営に携わった経験を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に生かすため、2016年6月から当社社外取締役として選任されております。取締役会における積極的な発言や、報酬諮問委員会委員長及び指名諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の役割を果たしていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、本年再任された場合には引き続き独立役員として指定する予定です。



9
候補者番号

ほそ みぞ きよ し
細 溝 清 史

(1956年3月17日生)

新任
社外

■ 所有する当社の株式の数 **0株** ■ 取締役会への出席状況 **—** ■ 取締役在任年数 **一年**

<p>■ 当社における地位、担当</p> <p>—</p> <p>■ 重要な兼職の状況</p> <p>三井物産株式会社顧問、岩田合同法律事務所特別顧問、 セーレン株式会社社外監査役</p> <p>■ 略歴</p> <p>1978年 4月 大蔵省（現財務省）入省 2002年 7月 財務省主計局法規課長 2003年 7月 財務省大臣官房信用機構課長 2004年 7月 金融庁総務企画局企画課長 2005年 8月 財務省関東財務局東京証券取引所監理官 兼関東財務局金融先物取引所監理官 兼金融庁総務企画局審議官（市場担当） 兼公認会計士・監査審査会事務局長</p>	<p>2006年 7月 財務省関東財務局東京証券取引所監理官 兼関東財務局金融先物取引所監理官 兼金融庁総務企画局審議官（市場担当）</p> <p>2007年 7月 金融庁総務企画局審議官（企画担当）</p> <p>2009年 7月 同庁総務企画局総括審議官（官房担当）</p> <p>2010年 7月 同庁検査局長</p> <p>2011年 8月 同庁監督局長</p> <p>2014年 7月 金融庁長官</p> <p>2015年 7月 退官</p> <p>2015年 9月 三井物産株式会社顧問（現職）</p> <p>2016年 6月 岩田合同法律事務所特別顧問（現職） セーレン株式会社社外監査役（現職）</p>
--	---

■ 社外取締役候補者とした理由

細溝清史氏は、これまでに社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、旧大蔵省、財務省、金融庁において要職を歴任した経験を有しております。これらの長年の経験を通して培われた財政・金融・その他経済全般にわたる高い見識や、コーポレートガバナンスに関する幅広い知識と高い見識をもとに、当社経営に対する的確な助言、業務遂行の適切な監督を行っていただけるものと判断するため、当社社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。同氏は、当社の定める独立性に関する基準を満たしており、取締役として選任された場合には、当社は、同氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

注) 1. 岡部聰氏、田中誠一氏及び細溝清史氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は岡部聰氏及び田中誠一氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合は、当該責任限定契約を継続するとともに、新たに朝倉次郎氏及び細溝清史氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりです。
取締役（業務執行取締役等である者を除く）として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金100万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。

<ご参考> 社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する具体的な基準を定めており、その内容は以下のとおりです。

次の各号に掲げる条件の全てに該当しない者を独立性ありと判断する。

- 一 最近10年間に於いて、当社の業務執行取締役、使用人となったことがある者。
- 二 最近3年間に於いて、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ）であったことがある者。
なお、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団とは、当該企業集団の過去3年間の各事業年度において、当該企業集団の連結売上高に占める川崎汽船グループへの売上高の割合が2%を超えるものをいう。
- 三 最近3年間に於いて、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団の業務執行者であったことがある者。
なお、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団とは、川崎汽船グループの過去3年間の各事業年度において、川崎汽船グループの連結売上高に占める当該企業集団への売上高の割合が2%を超えるものをいう。
- 四 最近3年間に於いて、川崎汽船グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者であったことがある者。
- 五 最近3年間に於いて、川崎汽船グループから役員報酬以外に年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した者。また、最近3年間に於いて川崎汽船グループから年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した監査法人、税理士法人、法律事務所、コンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームで、当該法人等の直前事業年度の総収入に占める川崎汽船グループから受領した金銭その他の財産の割合が2%を超えるものに所属していたことがある者。ただし、外形上所属していても、無報酬であるなど実質的に川崎汽船グループとの利益相反関係がない場合は、この限りではない。
- 六 当社の議決権の10%以上を所有する株主。当該株主が法人である場合には最近3年間に於いて当該株主又はその親会社若しくは子会社の業務執行者であった者。
- 七 上記各号に該当する者の二親等内の親族。

以 上

＜ご参考＞コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

企業がその社会的責任を果たし、株主等ステークホルダーの負託に応え、持続的に成長していくには、コーポレートガバナンスを確立していくことが必須です。

当社は、コーポレートガバナンス体制とリスクマネジメント体制の整備強化に取り組み、グループ全体に企業倫理を徹底しつつ、有機的かつ効果的なガバナンスの仕組みを構築し、収益・財務体質の強化と相まって企業価値を高めるよう、継続的に努力しています。

コーポレートガバナンスに関する考え方の詳細については、川崎汽船コーポレートガバナンスガイドラインに定めています。その内容については、当社ウェブサイトに掲載していますので、以下URLからご参照ください。

当社ウェブサイト

<http://www.kline.co.jp/pdf/csr/guideline.pdf>

また、当社は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則について、その全てを実施しています。その詳細については、当社のコーポレートガバナンス報告書をご参照ください。

当社ウェブサイト

<http://www.kline.co.jp/csr/governance/index.html>

以上

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役二瓶晴郷氏は、本総会終結の時をもって専務執行役員兼CFO（チーフフィナンシャルオフィサー）就任に伴う辞任により退任となり、監査役は1名減員となりますが、内部監査制度の充実及び監査役補助者の設置等により監査体制が強化され、より効率的な監査が可能となったことから、監査役と協議のうえ、監査役3名体制が適正であると判断しました。

ただし、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名（補欠常勤監査役1名及び補欠社外監査役1名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりです。

1 **とも だ けい じ** **友 田 圭 司** (1958年12月26日生) **新任**
候補者番号

■ 所有する当社の株式の数 **22,000株**

■ 当社における地位	2010年10月	当社経営企画グループ専任部長
理事	2013年6月	当社経営企画グループ専任部長 兼一般社団法人日本船主協会会長秘書
■ 略歴	2014年4月	当社経営企画グループ海事産業政策担当部長 兼一般社団法人日本船主協会会長秘書
1982年4月 当社入社	2015年4月	当社理事（海事産業政策担当） 兼一般社団法人日本船主協会会長秘書
2005年4月 当社港湾事業グループ専任部長	2015年6月	当社理事（海事産業政策担当）（現職）
2007年4月 “K” LINE (VIETNAM) LIMITED 副社長		
2009年4月 “K” LINE PTE LTD Global Operation Center (Singapore) General Manager		

■ 補欠監査役候補者とした理由

友田圭司氏は、2015年4月に当社理事に就任、海事産業政策を担当しております。1982年4月の入社以来、コンテナ船事業、経営企画部門をはじめとした国内外の幅広い業務を経験し、業務執行のモニタリングに資する広く深い業務知識並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社常勤監査役に求められる資質を持ち、実効的な監査を行えるものと判断し、常勤監査役の補欠監査役として選任をお願いするものです。

注) 友田圭司氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりです。

監査役として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金10百万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。

新任

社外

2
候補者番号

しお かわ じゅん こ
塩 川 純 子

(1970年1月6日生)

■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 当社における地位

—

2002年 4月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2005年 4月 パークレイズ・キャピタル証券会社（現パークレイズ証券株式会社）入社（2009年3月退社）
2010年 6月 コンヤース・ディル・アンド・ピアマン法律事務所香港オフィス入所（2014年11月退所）
2010年 7月 香港外国法弁護士登録
2014年11月 ハーニーズ法律事務所香港オフィス入所（パートナー）（現職）

■ 略歴

1995年 4月 第一東京弁護士会登録
長島大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所（2000年7月退所）
1998年 7月 欧州復興開発銀行ロンドンオフィス（至1999年6月）
2000年10月 サリヴァン・アンド・クロムウェル法律事務所ニューヨークオフィス入所（2005年3月退所）

■ 補欠社外監査役候補者とした理由

塩川純子氏は、日本及び米国ニューヨーク州の弁護士資格を有し香港で外国法弁護士登録をし、国内外の法律事務所及び証券会社等での勤務を通じてファイナンス、クロスボーダー取引をはじめ、幅広い専門的な知識・経験を有しております。同氏はこれまでに会社経営に直接関与した経験はありませんが、当社社外監査役として社外の独立した視点に立った実効的な監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。同氏はこれまで当社との関係は一切なく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、監査役に就任された場合には、当社は、同氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

注) 塩川純子氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりです。

監査役として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金10百万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

〔一般概況〕

当期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）における世界経済は、中国経済成長の失速懸念、英国国民投票のEU離脱賛成による金融市場の混乱、米国新政権誕生等、変化の大きい一年となりました。米国経済は2016年初めからの足踏みを引きずる形でスタートしましたが、新政権誕生に伴い財政拡張政策に対する期待から個人消費や企業の投資活動は上向き、堅調に推移しました。一方欧州経済は、英国のEU離脱賛成多数を受けて金融市場が一時混乱しましたが、徐々に落ち着きを取り戻し、雇用改善に伴う個人消費の増加を中心に年後半に緩やかに持ち直しました。中国経済は成長率の鈍化が見られるものの、インフラ投資を中心に支えられ、景気減速は一服しています。また、主要産油国による協調減産合意により原油価格は上昇に転じ、その他の資源価格も一定の回復を見せましたが、資源国をはじめとする新興国経済の回復には今しばらく時間が必要な状態です。

日本経済は、年半ばでの円高の進行はありましたが、堅調な個人消費に加えて、米国新政権誕生後に円安が進行し、輸出や設備投資を中心に緩やかに回復しました。

海運業を取りまく事業環境は、全般的な運賃市況は2016年初めの歴史的な低水準から緩やかな回復を見せました。コンテナ船では、下半期に入り東西航路を中心として荷況が改善傾向に転じましたが、期初の運賃市況低迷による影響で、前期比で損失が拡大しました。ドライバルク船においても、年初の歴史的な低水準の市況を脱し回復基調に転じましたが、船腹需給ギャップは改善途上であり、市況は上値の重い状況が続きました。

当社グループでは、配船効率化などの収支改善策への取り組みや運航コストの削減に努めましたが、前期比で業績は悪化しました。



以上の結果、当期の連結売上高は1兆301億91百万円(前期比2,137億41百万円の減少)、営業損失は460億37百万円(前期は94億27百万円の営業利益)、経常損失は523億88百万円(前期は33億38百万円の経常利益)、親会社株主に帰属する当期純損失は、コンテナ船を中心にコスト削減と収支改善、ドライバルク事業部門では市況へのエクスポージャー低減に努めましたが、

事業再編に伴う損失引当て及び固定資産の減損損失などを計上したことにより、1,394億78百万円(前期比879億79百万円の悪化)となりました。なお、当期の平均為替レートは、108.76円/US\$ (前期比12.02円/US\$の円高)、燃料油価格はUS\$264.50/MT※(前期比US\$30.07/MT安)となりました。

※MT:メトリックトン (1メトリックトンは1,000キログラム)

売上高

10,302億円
(前期比17.2%減)

営業損失

▲460億円
(前期は 94億円の利益)

経常損失

▲524億円
(前期は 33億円の利益)

親会社株主に帰属する当期純損失

▲1,395億円
(前期比 880億円悪化)





コンテナ船セグメント

売上高

5,190億円

(前期比15.6%減)

経常損益

315億円の損失

(前期は 100 億円の損失)



売上高構成比

【コンテナ船事業】

当社積高は、第3四半期以降東西航路の荷況が好調に推移し、北米航路では前期比約11%増加、欧州航路では前期比約2%増加しました。また南北航路は前期比約7%増加、アジア航路では収益性を重視したサービス改編を実施し、積高は前期並みとなりました。その結果、総積高は前期比約6%の増加となりました。堅調な荷動きを背景に年度終盤になって運賃市況の好転が見られましたが、船腹需給ギャップの解消には至らず、前期比で減収となり損失が拡大しました。

【物流事業】

内陸輸送及び倉庫業をはじめとする物流事業において、国内物流需要は前期比で弱含みで推移しました。国際物流は、日本発の航空貨物において輸送需要の増加が見られるなど堅調に推移しましたが、物流事業全体では前期比で減収減益となりました。



不定期専用船セグメント

売上高

4,565億円

(前期比19.6%減)

経常損益

95億円の損失

(前期は247億円の利益)

44.3%

売上高構成比

【ドライバルク事業】

大型船及び中・小型船市況はともに歴史的な低迷期を脱し、緩やかな回復基調に入りました。9月以降は中国向け鉄鉱石・石炭の海上輸送量が堅調に推移したことで、ケープサイズ市況を中心に更なる上昇局面がありました。一方で、2016年初めに大幅に増加した解撤処分の動きは年後半に減速、船腹需給ギャップの根本的な解消には至らず、上値の重い展開が続きました。当社グループでは不経済船の処分を実施、運航コストの節減、効率的配船に努めましたが、年初の市況低迷の影響を受け前期比で減収となり損失が拡大しました。

【自動車船事業】

当期の完成車荷動きは、資源価格下落の影響を受けたアジア出し中近東・中南米・アフリカなど資源国向け貨物や、中国経済の減速を背景に欧州・北米出しのアジア向け貨物が軟調に推移し、ロシア経済の低迷により欧州域内の荷動きも減少しました。大西洋域内貨物や日本出し欧州・北米向け貨物などの増量はありましたが、当社グループの総輸送台数は前期比で約2.5%の減少となりました。当社グループでは高齢船の解撤等、荷量に応じた船腹の調整と、配船及び運航効率の改善に継続的に取り組みましたが、前期比で減収減益となりました。

【エネルギー資源輸送事業

(液化天然ガス輸送船事業・油槽船事業)】

LNG船、大型原油船、LPG船は、中長期の期間傭船契約は順調に稼働しましたが、市況の軟化に伴い市況連動の契約が影響を受けた結果、エネルギー資源輸送事業全体では、前期比で減収減益となりました。

【近海・内航事業】

近海・内航事業全体の輸送量は前期を下回る結果となり、近海船での市況低迷、台風の影響による欠航や新規航路開設に係る一時的費用の発生などにより、前期比で減収減益となりました。



海洋資源開発及び重量物船セグメント

売上高

194億円

(前期比21.2%減)

経常損益

51億円の損失

(前期は 66 億円の損失)

1.9%

売上高構成比

【海洋資源開発事業

【エネルギー関連開発事業・オフショア支援船事業】

ドリルシップ（海洋掘削船）は順調に稼働し、長期安定収益の確保に貢献しましたが、オフショア支援船事業においては、原油価格低迷に起因する海洋開発停滞により軟調な市況が継続しました。海洋資源開発事業全体では、前期比で減収となりましたが損失は縮小しました。

【重量物船事業】

重量物船事業においては、前期と比べて市況は弱含みで推移しました。また、市況に合わせて船隊規模を縮小したことにより、減収となりましたが、船隊規模の適正化、費用削減の効果があったため、損失は前期比で横ばいとなりました。



その他

売上高

353億円

(前期比 4.0%減)

経常損益

25億円の利益

(前期比37.9%増)

3.4%

売上高構成比

その他には、船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等が含まれており、当期の業績は前期比で減収となりましたが増益となりました。

【ご参考】 <燃料油価格の推移>

(単位: US\$/MT*)

※MT: メトリックトン (1メトリックトンは1,000キログラム)



【ご参考】 <為替レートの推移>

(単位: 円/US\$)



(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第146期 2014年3月期	第147期 2015年3月期	第148期 2016年3月期	第149期(当期) 2017年3月期
売上高 (百万円)	1,224,126	1,352,421	1,243,932	1,030,191
経常利益 (△は損失) (百万円)	32,454	48,980	3,338	△52,388
親会社株主に帰属する当期純利益 (△は損失) (百万円)	16,642	26,818	△51,499	△139,478
1株当たり当期純利益 (△は損失) (円)	17.75	28.60	△54.95	△148.82
総資産 (百万円)	1,254,741	1,223,328	1,115,223	1,045,209
純資産 (百万円)	410,688	467,440	379,913	245,482
1株当たり純資産 (円)	414.66	471.10	379.18	234.19

(注) 各年度別の概況は次のとおりです。

第146期：米国、欧州経済が緩やかに回復する一方、一部新興国の経済成長に鈍化が見られ、不安定な事業環境が続く状況下、コスト削減などの取組みに加え、燃料油価格高騰の沈静化による収支改善効果や円高傾向の是正による増収効果も寄与し、業績は前期比増収増益となりました。

第147期：米国経済の回復基調や、ウクライナやギリシャ等一部不安定要素もありましたが欧州経済の緩やかな回復、中国の成長ペースに鈍化がある一方で新興国でも経済成長の持ち直しが見られました。世界経済の回復基調の中、ドライバルク市況低迷等があるも、コンテナ船事業、油槽船事業における市況回復とコスト削減効果により前期比増収増益となりました。

第148期：米国経済は堅調に回復し、欧州経済も一部不安定要素が残るものの緩やかな回復を続けた一方で、原油をはじめとする資源価格の下落により資源国の経済は悪化しました。不安定な経済状況の中、コンテナ船では荷動きが低成長に留まり、ドライバルク市況においても過去最低の水準で推移したため、収支改善への取組みを実施、配船効率化・運航コスト削減等に努めましたが、前期比減収となり損失を計上するに至りました。

第149期：前記〔1〕事業の経過及びその成果（19頁から23頁まで）に記載のとおりです。

(3) 設備投資等の状況

当社グループでは、当期に全体で680億48百万円の設備投資を実施しました。

コンテナ船セグメント、不定期専用船セグメント、海洋資源開発及び重量物船セグメントにおいて、船舶建造を中心にそれぞれ117億89百万円、550億77百万円及び8百万円の設備投資を実施しました。

上記のほか、船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等において11億72百万円の投資を実施しました。

一方、船舶を中心に457億60百万円の固定資産売却を実施しました。

(4) 資金調達の状況

当期における重要な資金調達はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、海運業を取りまく大きな事業環境の変化に対応し、持続的な成長を可能とするため、長期の経営方針と創立100周年を迎える2019年度までの3か年中期経営計画「『飛躍への再生』 Value for our Next Century」を策定しました。

長期経営方針として、

- 高品質なサービスと顧客基盤に立脚した安定収益基盤と成長分野を擁する総合海運・物流企業グループ
- 高度なリスク管理・ガバナンス体制により、環境変化に対応しながら企業価値を持続的に創造する企業グループ

を旨とし、以下の3つの重要課題に対して取り組んでまいります。

- 当社の強みの徹底的強化による競争力の確保
- 経済環境などに左右される市況の影響を受けにくい事業ポートフォリオの構築
- 社会の変化に対応した技術革新・ビジネスモデル変革による成長性の実現

上記課題認識に立って、2017年度から2019年度までの3年間においては以下の重要テーマに取り組む方針です。

- ①ポートフォリオ戦略転換
- ②経営管理の高度化と機能別戦略の強化
- ③ESGの取組み

①ポートフォリオ戦略転換

ポートフォリオ戦略転換では、安定収益型事業の徹底的強化・拡大と成長に向けた次代の中核事業育成を大きな柱とし、市況にさらされる市況影響型事業の縮減、中長期契約の充実・拡大、コンテナ船事業統合の完遂、コスト削減の徹底的実施に取り組むとともに、物流・完成車物流・エネルギーバリューチェーン事業の育成と技術革新・ビジネスモデル変革による新サービス・市場の創出という次代の中核事業の育成を図ります。

②経営管理の高度化と機能別戦略の強化

ポートフォリオ戦略転換を支える体制整備として、事業リスク・リターン管理の高度化によるリスク総量と質のマネジメント強化を通じて、資本コストを意識したポートフォリオの入替えに取り組むとともに、機能別戦略強化として、当社グループの力を結集した徹底的な顧客基盤の強化を行う、カスタマー・リレーションシップ・マネジメント強化、技術革新・ビジネスモデル変革による高品質なサービスの追求による新しいサービス・市場の創出、人材確保・育成・多様性確保による人的資源の質的・量的拡充を図ります。

事業報告

③ESGの取組み

上記のようなグループ価値を高める戦略実施に際して最も重要となるガバナンス体制の整備に関して、当社はユニット統括制の導入による業務執行責任体制のより一層の明確化・強化や重要方針の決定に向けた取締役会モニタリング体制の強化等を実行してきました。

安全面では重大海難事故ゼロの維持は当然ながら、環境面では特にCDP2016気候変動でAリスト及び「サプライヤー・エンゲージメント・リーダー・ボード」に選定されるなど当社の積極的な活動が評価されています。当社グループは、環境・安全・ガバナンス体制整備に引き続き尽力してまいります。

(6)重要な子会社の状況(2017年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
川崎近海汽船株式会社	2,368 百万円	(50.7)	海運業
ケイラインロジスティックス株式会社	600 //	91.9	航空運送代理店業
株式会社ダイトーコーポレーション	842 //	100.0	港湾運送業
太洋日本汽船株式会社	400 //	100.0	船舶管理業
日東物流株式会社	1,596 //	100.0	港湾運送業
北海運輸株式会社	60 //	80.1	港湾運送業
INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.	3,387 万米ドル	70.0	港湾運送業
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	3,397 //	(100.0)	海運業
"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED	3,590 //	(100.0)	海運業
K LINE OFFSHORE AS	112,006 万ノルウェークローネ	100.0	海運業
"K" LINE PTE LTD	4,113 万米ドル	100.0	海運業
SAL Heavy Lift GmbH	15,545 万ユーロ	(100.0)	海運業

(注) 1. 出資比率欄の () 内数値は、子会社保有の出資比率を含んでいます。

2. 川崎近海汽船株式会社の出資比率50.7%は、他の子会社の出資比率3.1%を含んでいます。

3. "K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED及び"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITEDの出資比率は、当社の100%出資子会社である"K" LINE HOLDING (EUROPE) LIMITEDの出資によるものです。

4. SAL Heavy Lift GmbHの出資比率は、当社の100%出資子会社である"K" LINE HEAVY LIFT (GERMANY) GmbHの出資によるものです。

(7) 主要な拠点等(2017年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号(飯野ビルディング)
本 店	神戸市中央区海岸通8番(神港ビルディング)
名 古 屋 支 店	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号(名古屋国際センタービル)
関 西 支 店	神戸市中央区栄町通一丁目2番7号(大同生命神戸ビル)
海 外 駐 在 員 事 務 所	マニラ、ヤンゴン、デュバイ

② 子会社

会 社 名	所 在 地
川 崎 近 海 汽 船 株 式 会 社	東京、釧路、札幌、苫小牧、八戸、那珂、静岡、大阪、北九州、大分、日南
ケイラインロジスティックス株式会社	東京、市川、名古屋、大阪
株式会社ダイトコーポレーション	東京、千葉、横浜
太 洋 日 本 汽 船 株 式 会 社	神戸、東京
日 東 物 流 株 式 会 社	神戸、東京、名古屋、大阪、倉敷
北 海 運 輸 株 式 会 社	釧路、札幌、苫小牧、東京
INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.	米国
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	英国
"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED	英国
K LINE OFFSHORE AS	ノルウェー
"K" LINE PTE LTD	シンガポール
SAL Heavy Lift GmbH	ドイツ

③ その他の海外主要拠点

韓国、中国、台湾、タイ、フィリピン、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、インド、豪州、アラブ首長国連邦、英国、ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、イタリア、フィンランド、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、スペイン、ポルトガル、トルコ、カナダ、米国、メキシコ、ペルー、チリ、ブラジル、南アフリカ

事業報告

(8) 従業員の状況(2017年3月31日現在)

セグメントの名称	コンテナ船	不定期専用船	海洋資源開発 及び重量物船	その他	全社(共通)	合計
従業員数(名)	5,603	678	214	1,173	350	8,018
前期末	5,656	662	225	1,227	327	8,097
前期末比増減	△53	16	△11	△54	23	△79

(注)「全社(共通)」として記載している従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(9) 船舶の状況(2017年3月31日現在)

セグメントの名称		コンテナ船	不定期専用船				海洋資源開発 及び重量物船		合計	
船種		コンテナ船	ドライ バルク船	自動車船	液化天然 ガス輸送船 ・油槽船	近海船 ・内航船	オフショア 支援船	重量物船		
区分	所有	隻	7	63	32	28	21	7	13	171
		重量トン	460,448	7,354,711	480,738	2,693,545	218,895	32,481	138,192	11,379,010
	備船	隻	60	197	65	12	27	0	2	363
		重量トン	3,970,140	22,340,464	1,046,517	1,783,822	356,758	0	19,926	29,517,627
合計	隻	67	260	97	40	48	7	15	534	
	重量トン	4,430,588	29,695,175	1,527,255	4,477,367	575,653	32,481	158,118	40,896,637	

(注)所有船の隻数は共有船を含み、重量トン数は共有船の当該船舶における他社持分を含んでいます。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、欧州その他海外の競争法当局による調査の対象になっています。また、北米において当社グループを含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されており、

今後さらに当社グループに対する他の民事訴訟が提起される可能性もあります。これらの調査及び訴訟の結果の確定的な予測は現時点では困難ですが、それらの結果によっては、当社グループの事業又は財政状態若しくは経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 会社の株式に関する事項 (2017年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 2,000,000,000株

(2) 発行済株式の総数 939,382,298株

(3) 株主数 32,732名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー（ケイマン）リミテッド	210,164千株	22.41%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	80,084	8.54
エムエルアイ フォークライアントジェネラル オムニノンコラテラルノントリーティーピービー	51,745	5.51
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 川崎重工業口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	33,923	3.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	30,498	3.25
今治造船株式会社	28,300	3.01
J F E スチール株式会社	28,174	3.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	25,142	2.68
ゴールドマンサックスインターナショナル	19,324	2.06
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	19,107	2.03

(注) 持株比率は自己株式 (1,933,068株) を控除して計算しています。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2017年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
朝倉次郎	取締役会長	
村上英三	代表取締役社長(社長執行役員)	CEO
鈴木俊幸	代表取締役(専務執行役員)	コンテナ船・自動車船・港湾事業ユニット統括
青木宏道	代表取締役(専務執行役員)	ドライバルク・エネルギー資源輸送事業ユニット統括
山内剛	代表取締役(専務執行役員)	コーポレートユニット統括、内部監査担当補佐、CCO(チーフコンプライアンスオフィサー)
明珍幸一	取締役(常務執行役員)	人事、経営企画、調査、コンテナ船事業統合会社準備室担当
藪中三十二	取締役	株式会社野村総合研究所顧問、立命館大学特別招聘教授、大阪大学特任教授、三菱電機株式会社社外取締役、株式会社小松製作所社外取締役、高砂熱学工業株式会社社外取締役
岡部聰	取締役	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社顧問
田中誠一	取締役	
吉田圭介	監査役(常勤)	
二瓶晴郷	監査役(常勤)	
林敏和	監査役	
志賀こず江	監査役	白石綜合法律事務所パートナー弁護士、株式会社新生銀行社外監査役、リコーリース株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役藪中三十二氏、岡部聰氏及び田中誠一氏は、社外取締役です。なお、当社は3氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ています。
2. 監査役林敏和氏及び志賀こず江氏は、社外監査役です。なお、当社は両氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ています。
3. 監査役吉田圭介氏は、当社の財務とその関連業務を通じて財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。監査役二瓶晴郷氏は、銀行業務を通じて財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 取締役鳥山幸夫氏、中川豊氏及び木下榮一郎氏並びに監査役渡邊文夫氏及び重田晴生氏は任期満了により、2016年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任しています。
5. 取締役藪中三十二氏は、三菱電機株式会社及び株式会社小松製作所の社外取締役です。当社は両社と業務上の取引がありますが、取引額はいずれも連結売上高の1%未満です。また、同氏は高砂熱学工業株式会社の社外取締役ですが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
6. 取締役岡部聰氏は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の顧問です。当社と同社との間には特別の関係はありません。
7. 取締役田中誠一氏は、2016年6月30日をもって三井物産株式会社の顧問を退任しています。
8. 監査役志賀こず江氏は株式会社新生銀行の社外監査役及びリコーリース株式会社の社外取締役です。当社は、株式会社新生銀行と業務上の取引がありますが、取引額は連結売上高の1%未満です。また、当社とリコーリース株式会社との間には特別の関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (4)	316百万円 (29)
監査役 (うち社外監査役)	6 (4)	84 (23)

- (注) 1. 上記には、2016年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名及び監査役2名に係る報酬が含まれています。
 2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の定時株主総会において、金銭報酬を年額600百万円以内及び業績連動型株式報酬を年間62万ポイント(当社普通株式62万株相当)以内と決議いただいています。
 3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月26日開催の定時株主総会において月額12百万円以内と決議いただいています。

② 報酬等の決定に当たっての方針及び手続き

取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針は、次のとおりです。

- ・業務執行取締役の報酬は、中長期的な業績やこれらの者が負う潜在的なリスクを反映させ、当該業務執行取締役の当社の持続的な成長と企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。
- ・社外取締役の報酬は、各社外取締役の当社の業務に関する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、業績連動型の要素は含まないものとする。
- ・取締役の個人別の報酬の額は、業績を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準にも照らし適正な額とする。

取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての手続きは、次のとおりです。

- ・取締役の報酬は、報酬諮問委員会において上記方針に則り、報酬の制度設計、報酬の水準等について審議し決議のうえ、取締役会に答申を行う。
- ・取締役会は答申を尊重して、株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において各取締役の報酬を決定する。
 なお、報酬諮問委員会は全社外取締役、取締役会長及び社長執行役員で構成し、委員長は社外取締役の委員から選出することとしています。

監査役の報酬は月例報酬のみであり、株主総会の決議による報酬月額総額の範囲内で監査役の協議により決定しています。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
数中三十二	社外取締役	当期開催の取締役会15回中14回に出席しました。長年にわたり外交官として培ってきた豊富な国際経験と知見に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言を行っています。
岡部 聡	社外取締役	2016年6月就任後に開催された取締役会11回中10回に出席しました。経営者としての豊富な経験と知見に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言を行っています。
田中 誠一	社外取締役	2016年6月就任後に開催された取締役会11回全てに出席しました。経営者としての豊富な経験と知見に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言を行っています。
林 敏和	社外監査役	当期開催の取締役会15回全てに出席、監査役会15回全てに出席しました。経営者として培った専門的見地から適宜発言を行っています。
志賀 こそ江	社外監査役	2016年6月就任後に開催された取締役会11回中10回に出席、監査役会10回全てに出席しました。弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しています。これに基づき、非業務執行取締役である数中三十二氏、岡部聡氏及び田中誠一氏並びに全監査役との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、金10百万円又は法令が定める額のいずれか高い方としています。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2017年3月31日現在)

単位：百万円

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	381,123	流動負債	223,433
現金及び預金	199,678	支払手形及び営業未払金	89,769
受取手形及び営業未収金	83,580	短期借入金	47,469
原材料及び貯蔵品	29,546	未払法人税等	1,268
繰延及び前払費用	45,862	独占禁止法関連損失引当金	5,223
繰延税金資産	5,599	事業再編関連損失引当金	19,867
短期貸付金	3,127	賞与引当金	2,387
その他流動資産	15,764	役員賞与引当金	217
貸倒引当金	△2,035	その他流動負債	57,230
固定資産	664,085	固定負債	576,293
有形固定資産	526,387	社債	62,187
船舶	412,285	長期借入金	404,176
建物及び構築物	18,239	リース債務	33,055
機械装置及び運搬具	10,952	再評価に係る繰延税金負債	1,874
土地	24,781	事業再編関連損失引当金	28,022
建設仮勘定	55,551	役員退職慰労引当金	1,645
その他有形固定資産	4,577	特別修繕引当金	11,999
無形固定資産	4,005	退職給付に係る負債	7,514
その他無形固定資産	4,005	デリバティブ債務	8,861
投資その他の資産	133,692	その他固定負債	16,956
投資有価証券	80,721	負 債 合 計	799,727
長期貸付金	17,466	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	493	株主資本	190,461
繰延税金資産	3,268	資本金	75,457
その他長期資産	32,673	資本剰余金	60,334
貸倒引当金	△931	利益剰余金	55,753
資 産 合 計	1,045,209	自己株式	△1,084
		その他の包括利益累計額	29,022
		その他有価証券評価差額金	8,849
		繰延ヘッジ損益	10,189
		土地再評価差額金	6,263
		為替換算調整勘定	6,555
		退職給付に係る調整累計額	△2,835
		非支配株主持分	25,997
		純 資 産 合 計	245,482
		負 債 純 資 産 合 計	1,045,209

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類等

連結損益計算書 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

単位：百万円

科 目	金 額	
売上高		
海運業収益及びその他の営業収益		1,030,191
売上原価		
海運業費用及びその他の営業費用		1,000,744
売上総利益		29,446
販売費及び一般管理費		75,484
営業損失 (△)		△46,037
営業外収益		
受取利息	1,373	
受取配当金	1,429	
持分法による投資利益	3,155	
その他営業外収益	1,801	7,759
営業外費用		
支払利息	6,625	
為替差損	4,006	
資金調達費用	1,887	
その他営業外費用	1,592	14,111
経常損失 (△)		△52,388
特別利益		
固定資産売却益	5,292	
その他特別利益	1,083	6,375
特別損失		
固定資産売却損	8,416	
減損損失	20,362	
備船解約金	7,943	
事業再編関連損失引当金繰入額	47,889	
その他特別損失	601	85,212
税金等調整前当期純損失 (△)		△131,226
法人税、住民税及び事業税	3,795	
法人税等調整額	2,347	6,142
当期純損失 (△)		△137,369
非支配株主に帰属する当期純利益		2,109
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△139,478

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木 健 次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植 木 貴 幸 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 林 雅 史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川崎汽船株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川崎汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成28年10月31日開催の取締役会決議に基づき、株式会社商船三井、日本郵船株式会社との間で、定期コンテナ船事業を統合することについて事業統合契約及び株主間契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等

貸借対照表 (2017年3月31日現在)

単位：百万円

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	280,461	流動負債	180,607
現金及び預金	117,007	海運業未払金	80,366
海運業未収金	27,569	その他事業未払金	1
立替金	4,529	1年内償還予定の社債	378
貯蔵品	23,570	短期借入金	32,767
繰延及び前払費用	42,079	リース債務	1,837
代理店債権	34,692	未払金	1,777
繰延税金資産	7,663	未払費用	152
短期貸付金	16,426	未払法人税等	146
その他流動資産	8,678	前受金	21,758
貸倒引当金	△1,756	預り金	13,581
固定資産	291,971	代理店債務	301
有形固定資産	75,305	独占禁止法関連損失引当金	5,223
船舶	55,224	事業再編関連損失引当金	20,929
建物	3,472	賞与引当金	480
構築物	143	その他流動負債	906
機械及び装置	138	固定負債	323,203
車両及び運搬具	616	社債	62,187
器具及び備品	1,472	長期借入金	203,141
土地	11,600	リース債務	16,403
建設仮勘定	1,671	退職給付引当金	636
その他有形固定資産	966	特別修繕引当金	731
無形固定資産	934	事業再編関連損失引当金	28,662
ソフトウェア	750	繰延税金負債	8,028
ソフトウェア仮勘定	177	再評価に係る繰延税金負債	1,577
その他無形固定資産	6	その他固定負債	1,837
投資その他の資産	215,731	負債合計	503,811
投資有価証券	28,877	(純資産の部)	
関係会社株式	72,198	株主資本	46,869
出資金	1,764	資本金	75,457
関係会社出資金	4,549	資本剰余金	60,302
長期貸付金	5,491	資本準備金	60,302
従業員長期貸付金	885	利益剰余金	△87,856
関係会社長期貸付金	81,988	利益準備金	2,540
長期前払費用	7,650	その他利益剰余金	△90,396
前払年金費用	1,793	圧縮記帳積立金	453
リース投資資産	25,256	別途積立金	60,552
敷金及び保証金	1,863	繰越利益剰余金	△151,401
その他長期資産	87	自己株式	△1,034
貸倒引当金	△16,675	評価・換算差額等	21,751
資産合計	572,432	その他有価証券評価差額金	7,048
		繰延ヘッジ損益	10,893
		土地再評価差額金	3,810
		純資産合計	68,621
		負債純資産合計	572,432

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

単位：百万円

科 目	金 額	
海運業収益		
運賃	655,236	
貸船料	124,547	
その他海運業収益	19,044	798,828
海運業費用		
運航費	429,053	
船費	8,599	
借船料	338,374	
その他海運業費用	64,626	840,654
海運業損失 (△)		△41,826
その他事業収益	555	
その他事業費用	318	
その他事業利益		237
営業総損失 (△)		△41,588
一般管理費		17,257
営業損失 (△)		△58,845
営業外収益		
受取利息	1,273	
受取配当金	16,954	
その他営業外収益	767	18,995
営業外費用		
支払利息	2,264	
社債利息	98	
資金調達費用	1,887	
為替差損	3,986	
貸倒引当金繰入額	799	
その他営業外費用	1,282	10,319
経常損失 (△)		△50,169
特別利益		
投資有価証券売却益	315	
投資有価証券償還益	288	
その他特別利益	39	643
特別損失		
事業再編関連損失引当金繰入額	49,591	
関係会社株式評価損	19,045	
関係会社出資金評価損	19,427	
貸倒引当金繰入額	15,526	
その他特別損失	10,154	113,744
税引前当期純損失 (△)		△163,270
法人税、住民税及び事業税	△202	
法人税等調整額	△1,822	△2,025
当期純損失 (△)		△161,245

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 健 次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植 木 貴 幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 雅 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎汽船株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成28年10月31日開催の取締役会決議に基づき、株式会社商船三井、日本郵船株式会社との間で、定期コンテナ船事業を統合することについて事業統合契約及び株主間契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社グループは自動車等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、欧州その他海外の競争法当局による調査の対象になっています。監査役会としては、当社グループを挙げて競争法コンプライアンス体制強化の諸施策を推進し、再発防止の徹底に取り組んでいることを確認しております。今後ともコンプライアンス体制の強化及び企業倫理の徹底が図られるよう注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月16日

川崎汽船株式会社 監査役会

常勤監査役 吉田圭介 ㊞

常勤監査役 二瓶晴郷 ㊞

社外監査役 林敏和 ㊞

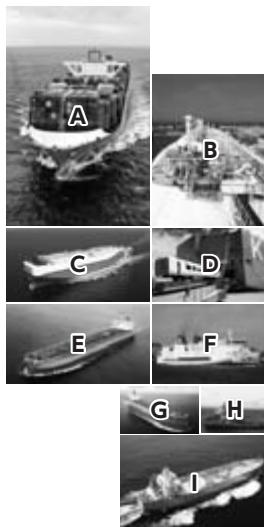
社外監査役 志賀こず江 ㊞

以上

株 主 メ モ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日 定時株主総会・期末配当	3月31日
中間配当	9月30日
株主名簿管理人 及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

- ・未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
特別口座に記録されている単元未満株式（証券会社の口座に振替手続きがお済みでない株式）に関しては、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。



<表紙船舶のご紹介>

A	コンテナ船	MILLAU BRIDGE
B	LNG船	BISHU MARU (尾州丸)
C	自動車船	HAMBURG HIGHWAY
D	自動車船	HAWAIIAN HIGHWAY
E	ドライバルク船	CAPE RELIANCE
F	フェリー	シルバークイーン
G	ドライバルク船	ORATORIO
H	オフショア支援船	KL SANDEFJORD
I	LPG船	SUMMIT RIVER

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

イイノホール(飯野ビルディング4階)

交通

●●東京メトロ(千代田線・日比谷線)「霞ヶ関駅」C4出口 直結

●●東京メトロ(丸ノ内線)「霞ヶ関駅」B2出口 徒歩約5分

●●東京メトロ(銀座線)「虎ノ門駅」9番出口・1番出口 徒歩約3分

●●都営地下鉄(三田線)「内幸町駅」A6出口 直結 徒歩約3分(2017年6月1日地下通路開通予定)

●●東急バス(東98)・●●都営バス(橋63)「経済産業省前バス停」徒歩約1分

●●都営バス(都01)又は(渋88)「虎ノ門バス停」徒歩約3分

※誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

